

BTMU Global Business Insight臨時増刊号

AREA Report 479

# アジア・オセアニア各国の賃金比較 (2017年5月)

2017年5月15日

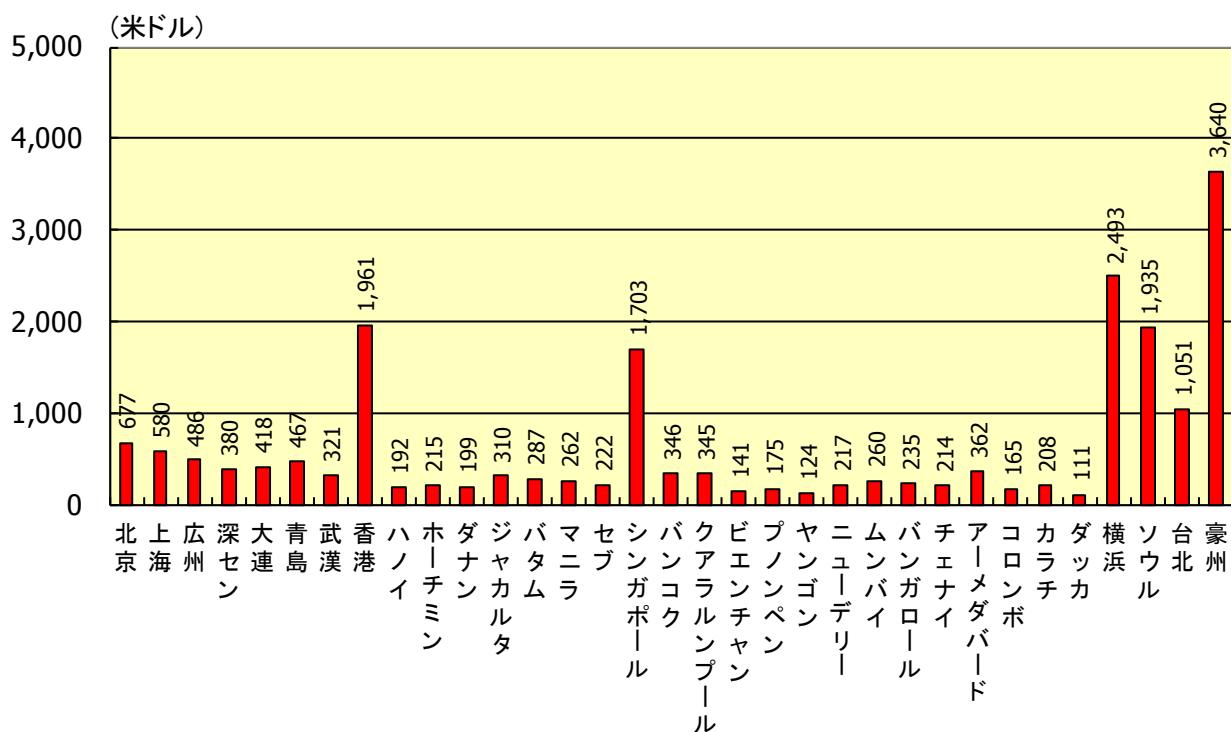
国際業務部

## はじめに

アジアの高成長が続く中、日系企業は生産拠点の海外シフト・再配置を行っています。その際には、各国の人件費がどの程度か、どのような投資インセンティブがあるかといった点が検討のポイントとされるケースが多いようです。特に日系製造業では、一般工等の賃金水準に着目するケースも多くなっています。

そこで、アジア・オセアニア各国の「製造業の一般工、エンジニア、中間管理層の月額賃金」、「非製造業のスタッフ、マネージャーの月額賃金」、「店舗スタッフ（アパレル、飲食）の月額賃金」の賃金水準データを、以下の通りまとめました（いずれも基本給）。

【アジア・オセアニア各国の一般工の米ドル建て月額賃金の比較】



(出所)「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」(ジェトロ、2017年1月)

「アジア・オセアニア進出日系企業活動実態調査」(ジェトロ、2016年度調査)より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

※2016年9～10月調査実施。米ドル換算は2016年9月の平均レート適用。

人民元は1米ドル=6.9307元(2017年1月5日のインターバンクレート仲値)。

## 1. 月額賃金の比較：製造業、非製造業

ジェットロ発表の「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較（2017年1月）」等から「製造業の一般工、エンジニア、マネージャー」、  
「非製造業のスタッフ、マネージャー」、「店舗スタッフ（アパレル、飲食）」の賃金水準を比較したものが下表です。各国の賃金は米  
ドル建で比較しています。従って相対的な賃金水準は、（1）現地通貨建の賃金の上昇、（2）現地通貨の対ドルレートの推移、の2つの要  
因に左右されます。また、企業サイドの支払人件費としては、この他に社会保障費の負担率なども考慮する必要があります。

【表1. 製造業：一般工の月額賃金の比較】

	中国								ベトナム			インドネシア		フィリピン		シンガポール	タイ
	北京	上海	広州	深セン	大連	青島	武漢	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ	シンガポール	バンコク
月額賃金（米ドル）	677	580	486	380	418	467	321	1,961	192	215	199	310	287	262	222	1,703	346
日本（100）との比較	27.2	23.3	19.5	15.2	16.8	18.7	12.9	78.7	7.7	8.6	8.0	12.4	11.5	10.5	8.9	68.3	13.9

【表2. 製造業：エンジニア（中堅技術者）の月額賃金の比較】

	中国								ベトナム			インドネシア		フィリピン		シンガポール	タイ
	北京	上海	広州	深セン	大連	青島	武漢	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ	シンガポール	バンコク
月額賃金（米ドル）	896	1,056	800	657	583	698	591	2,402	427	414	324	472	387	429	332	2,586	652
日本（100）との比較	26.5	31.3	23.7	19.4	17.3	20.7	17.5	71.1	12.6	12.3	9.6	14.0	11.5	12.7	9.8	76.6	19.3

【表3. 製造業：マネージャー（営業担当課長クラス）の月額賃金の比較】

	中国								ベトナム			インドネシア		フィリピン		シンガポール	タイ
	北京	上海	広州	深セン	大連	青島	武漢	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ	シンガポール	バンコク
月額賃金（米ドル）	1,881	1,843	1,487	1,261	1,062	1,132	1,224	3,807	979	852	588	1,035	876	946	747	4,050	1,438
日本（100）との比較	43.3	42.4	34.2	29.0	24.5	26.1	28.2	87.7	22.5	19.6	13.5	23.8	20.2	21.8	17.2	93.3	33.1

【表4. 非製造業：スタッフ（一般職）の月額賃金の比較】

	中国								ベトナム			インドネシア		フィリピン		シンガポール	タイ
	北京	上海	広州	深セン	大連	青島	武漢	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ	シンガポール	バンコク
月額賃金（米ドル）	1,038	1,011	903	938	781	681	738	2,269	434	456	399	467	n.a.	506	n.a.	2,461	685
日本（100）との比較	41.3	40.2	35.9	37.3	31.1	27.1	29.3	90.2	17.3	18.1	15.9	18.6	-	20.1	-	97.9	27.2

【表5. 非製造業：マネージャー（営業担当課長クラス）の月額賃金の比較】

	中国								ベトナム			インドネシア		フィリピン		シンガポール	タイ
	北京	上海	広州	深セン	大連	青島	武漢	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ	シンガポール	バンコク
月額賃金（米ドル）	2,147	1,994	2,078	1,895	1,759	1,442	1,629	4,000	968	1,103	808	1,183	n.a.	1,345	n.a.	4,347	1,478
日本（100）との比較	49.6	46.0	48.0	43.7	40.6	33.3	37.6	92.3	22.3	25.5	18.7	27.3	-	31.0	-	100.3	34.1

※「日本（=100）との比較」は日本（横浜）の賃金を100としたときの各国の賃金水準を指数化したもの。月間賃金には会社負担の社会保障費負担を含んでいない。賃金の幅がある場合、その中間値を掲載。

（出所）「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」（ジェットロ、2017年1月）、「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査（ジェットロ、2016年度調査）より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

## 1. 月額賃金の比較(続き): 製造業、非製造業

【表1. 製造業:一般工の月額賃金の比較】

	マレーシア	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド					スリランカ	パキスタン	バングラデシュ	日本	韓国	台湾	豪州
	クアラルンプール	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	バンガロール	チェナイ	アーメダバード	コロンボ	カラチ	ダッカ	横浜	ソウル	台北	-
月額賃金 (米ドル)	345	141	175	124	217	260	235	214	362	165	208	111	2,493	1,935	1,051	3,640
日本 (100) との比較	13.8	5.7	7.0	5.0	8.7	10.4	9.4	8.6	14.5	6.6	8.3	4.5	100.0	77.6	42.2	146.0

【表2. 製造業:エンジニア(中堅技術者)の月額賃金の比較】

	マレーシア	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド					スリランカ	パキスタン	バングラデシュ	日本	韓国	台湾	豪州
	クアラルンプール	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	バンガロール	チェナイ	アーメダバード	コロンボ	カラチ	ダッカ	横浜	ソウル	台北	-
月額賃金 (米ドル)	763	378	391	272	482	600	504	470	789	396	589	258	3,378	2,483	1,333	5,468
日本 (100) との比較	22.6	11.2	11.6	8.1	14.3	17.8	14.9	13.9	23.4	11.7	17.4	7.6	100.0	73.5	39.5	161.9

【表3. 製造業:マネージャー(営業担当課長クラス)の月額賃金の比較】

	マレーシア	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド					スリランカ	パキスタン	バングラデシュ	日本	韓国	台湾	豪州
	クアラルンプール	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	バンガロール	チェナイ	アーメダバード	コロンボ	カラチ	ダッカ	横浜	ソウル	台北	-
月額賃金 (米ドル)	1,516	732	885	694	1,079	1,477	1,159	1,096	1,936	720	1,251	638	4,343	3,497	2,096	6,816
日本 (100) との比較	34.9	16.9	20.4	16.0	24.8	34.0	26.7	25.2	44.6	16.6	28.8	14.7	100.0	80.5	48.3	156.9

【表4. 非製造業:スタッフ(一般職)の月額賃金の比較】

	マレーシア	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド					スリランカ	パキスタン	バングラデシュ	日本	韓国	台湾	豪州
	クアラルンプール	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	バンガロール	チェナイ	アーメダバード	コロンボ	カラチ	ダッカ	横浜	ソウル	台北	-
月額賃金 (米ドル)	830	298	346	350	618	553	492	473	671	416	372	193	2,515	2,423	1,288	4,192
日本 (100) との比較	33.0	11.8	13.8	13.9	24.6	22.0	19.6	18.8	26.7	16.5	14.8	7.7	100.0	96.3	51.2	166.7

【表5. 非製造業:マネージャー(営業担当課長クラス)の月額賃金の比較】

	マレーシア	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド					スリランカ	パキスタン	バングラデシュ	日本	韓国	台湾	豪州
	クアラルンプール	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	バンガロール	チェナイ	アーメダバード	コロンボ	カラチ	ダッカ	横浜	ソウル	台北	-
月額賃金 (米ドル)	1,712	632	906	1,069	1,713	1,593	1,226	1,107	2,154	898	1,102	582	4,332	3,854	2,286	7,084
日本 (100) との比較	39.5	14.6	20.9	24.7	39.5	36.8	28.3	25.6	49.7	20.7	25.4	13.4	100.0	89.0	52.8	163.5

※「日本 (=100) との比較」は日本 (横浜) の賃金を100としたときの各国の賃金水準を指数化したもの。月間賃金には会社負担の社会保障費負担を含んでいない。賃金の幅がある場合、その中間値を掲載。

(出所)「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」(ジェトロ、2017年1月)、「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」(ジェトロ、2016年度調査)より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

## 1. 月額賃金の比較(続き): 店舗スタッフ(アパレル、飲食)

【表6. 店舗スタッフ (アパレル) の月額賃金の比較】

	中国								ベトナム			インドネシア		フィリピン		シンガポール	タイ
	北京	上海	広州	深セン	大連	青島	武漢	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ	シンガポール	バンコク
月額賃金 (米ドル)	759	746	701	704	596	n.a.	621	1,554	n.a.	215	n.a.	299	113	290	224	976	309
日本 (100) との比較	45.7	44.9	42.2	42.4	35.9	-	37.4	93.6	-	13.0	-	18.0	6.8	17.5	3.0	58.8	18.6

	マレーシア	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド					スリランカ	パキスタン	バングラデシュ	日本	韓国	台湾
	クアラルンプール	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	バンガロール	チェナイ	アーメダバード	コロンボ	カラチ	ダッカ	横浜	ソウル	台北
月額賃金(米ドル)	376	171	135	109	422	664	358	n.a.	539	160	102	134	1,660	2,120	843
日本(100)との比較	22.7	10.3	8.1	6.6	25.4	40.0	21.6	-	32.5	9.6	6.1	8.1	100.0	127.7	50.8

【表7. 店舗スタッフ (飲食) の月額賃金の比較】

	中国								ベトナム			インドネシア		フィリピン		シンガポール	タイ
	北京	上海	広州	深セン	大連	青島	武漢	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ	シンガポール	バンコク
月額賃金 (米ドル)	612	500	604	495	395	481	471	1,609	n.a.	178	n.a.	230	113	290	224	837	309
日本 (100) との比較	70.2	57.3	69.3	56.8	45.3	55.2	54.0	184.5	-	20.4	-	26.4	13.0	33.3	25.7	96.0	35.4

	マレーシア	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド					スリランカ	パキスタン	バングラデシュ	日本	韓国	台湾
	クアラルンプール	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	バンガロール	チェナイ	アーメダバード	コロンボ	カラチ	ダッカ	横浜	ソウル	台北
月額賃金(米ドル)	356	110	160	62	362	387	321	n.a.	369	134	102	215	872	1,529	636
日本(100)との比較	40.8	12.6	18.3	7.1	41.5	44.4	36.8	-	42.3	15.4	11.7	24.7	100.0	175.3	72.9

※「日本 (=100) との比較」は日本 (横浜) の賃金を100としたときの各国の賃金水準を指数化したもの。月額賃金には会社負担の社会保障費負担を含んでいない。賃金の幅がある場合、その中間値を掲載。  
 (出所)「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」(ジェトロ、2017年1月)、「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」(ジェトロ、2016年度調査)より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

## 2. 過去10年間の賃金変化

過去10年間の各国の米ドル建の賃金の変化を見ると、中国やアセアン諸国の上昇率が比較的高く、台湾・韓国・日本は低下しています。

中国の深センを1としたときに、各国の賃金が何倍かを指数化した数字を比較すると、インドネシアはほぼ横ばいで推移していますが、タイ、マレーシア、フィリピンは低下しています。また、台湾、韓国、日本も比率は低下しています。特に、日本は、長く続いた低成長により、2007年の16.7倍から6.6倍へと低下しています。

【アジア各国の月額賃金水準推移(2007年⇒2016年):一般工の賃金】

(米ドル)

		中国		タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	ベトナム		インド	台湾	韓国	日本
		上海	深セン	バンコク	クアラルンプール	ジャカルタ	マニラ	ハノイ	ホーチミン	ニューデリー	台北	ソウル	横浜
一般工賃金	2007年	241	212	297	437	194	294	79	142	246	1,318	2,071	3,542
	2016年	580	380	346	345	310	262	192	215	217	1,051	1,935	2,493
過去10年間の 上昇率(%)		140.7	79.2	16.5	▲ 21.1	59.8	▲ 10.9	143.0	51.4	▲ 11.8	▲ 20.3	▲ 6.6	▲ 29.6
深セン(=1) との比較 (何倍か)	2007年	1.1	1.0	1.4	2.1	0.9	1.4	0.4	0.7	1.2	6.2	9.8	16.7
	2016年	1.5	1.0	0.9	0.9	0.8	0.7	0.5	0.6	0.6	2.8	5.1	6.6

(出所) ジェトロ資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

※データは、賃金幅の中間値を算出している。

※「深セン(=1)との比較」は中国の深センの賃金を1としたときの各国の賃金水準を指数化したもの。

【アジア諸国の月額法定最低賃金】（2017年4月5日現在）

3. 主要国の法定最低賃金動向

一般工の賃金水準を見る時、法定最低賃金の上昇率も、比較の判断材料になると考えられます。

自国通貨が、対米ドルで弱くなっている国の米ドル建賃金の上昇率は、自国通貨建ての賃金上昇率より低くなっています。

インドネシア	実額（ルピア）				前年比上年率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上年率（%）	
	2014年	2015年	2016年	2017年	2016年	2017年	2015年	2016年	2017年	2016年	2017年
ジャカルタ特別州	2,441,301	2,700,000	3,100,000	3,355,750	14.8	8.25	202	238	258	17.9	8.6
ブカシ県	2,447,445	2,925,000	3,261,375	3,530,438	11.5	8.25	218	250	272	14.5	8.6
スラバヤ市	2,200,000	2,710,000	3,045,000	3,296,213	12.4	8.25	202	233	254	15.4	8.6
スマラン市	1,423,500	1,685,000	1,909,000	2,125,000	13.3	11.31	126	146	163	16.4	11.7
パタム市	2,422,092	2,685,305	2,994,112	3,241,126	11.5	8.25	200	230	249	14.5	8.6

タイ	実額（バーツ）				前年比上年率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上年率（%）	
	2014年	2015年	2016年	2017年	2016年	2017年	2015年	2016年	2017年	2016年	2017年
バンコク（※）	9,000	9,000	9,000	9,300	0.0	3.3	262	257	266	▲ 2.0	3.3

ベトナム（※）	実額（ドン）				前年比上年率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上年率（%）	
	2014年	2015年	2016年	2017年	2016年	2017年	2015年	2016年	2017年	2016年	2017年
エリア1	2,700,000	3,100,000	3,500,000	3,750,000	12.9	7.1	141	157	168	11.0	7.2
エリア2	2,400,000	2,750,000	3,100,000	3,320,000	12.7	7.1	125	139	149	10.8	7.1
エリア3	2,100,000	2,400,000	2,700,000	2,900,000	12.5	7.4	109	121	130	10.6	7.4
エリア4	1,900,000	2,150,000	2,400,000	2,580,000	11.6	7.5	98	108	116	9.7	7.5

フィリピン	実額（ペソ）				前年比上年率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上年率（%）	
	2014年	2015年	2016年	2017年	2016年	2017年	2015年	2016年	2017年	2016年	2017年
マニラ首都圏	11,650	12,025	12,275	12,275	2.1	0.0	264	254	256	▲ 4.0	0.8
IV-Aエリア（※）	9,063	9,063	9,463	9,463	4.4	0.0	199	196	197	▲ 1.8	0.8
セブ	8,500	8,825	8,825	8,825	0.0	0.0	194	182	184	▲ 6.0	0.8

マレーシア	実額（リンギット）				前年比上年率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上年率（%）	
	2014年	2015年	2016年	2017年	2016年	2017年	2015年	2016年	2017年	2016年	2017年
マレー半島	900	900	1,000	1,000	11.1	0.0	230	239	247	3.7	3.5
サバ・サラワク州	800	800	920	920	15.0	0.0	205	220	227	7.3	3.5

中国	実額（人民元）				前年比上年率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上年率（%）	
	2014年	2015年	2016年	2017年	2016年	2017年	2015年	2016年	2017年	2016年	2017年
上海（市内）	1,820	2,020	2,190	2,300	8.4	5.0	324	323	346	▲ 0.1	6.9
深セン	1,808	2,030	2,030	2,130	0.0	4.9	325	300	320	▲ 7.8	6.8

カンボジア	実額（米ドル）				前年比上年率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上年率（%）	
	2014年	2015年	2016年	2017年	2016年	2017年	2015年	2016年	2017年	2016年	2017年
カンボジア	100	128	140	153	9.4	9.3	128	140	153	9.4	9.3

ミャンマー	実額（チャット）				前年比上年率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上年率（%）	
	2014年	2015年	2016年	2017年	2016年	2017年	2015年	2016年	2017年	2016年	2017年
ミャンマー	-	108,000	108,000	108,000	0.0	0.0	83	84	84	0.8	0.0

（出所）各種資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

### 3. 主要国の法定最低賃金動向(前ページの表の備考)

---

※為替レートは1米ドル当たり、2014年11,868ルピア、32.5バーツ、21,199ドン、42.45ペソ、3.27リングット、6.20元

2015年13,398ルピア、34.3バーツ、21,923ドン、45.5ペソ、3.91リングット、6.24元、1,300チャット

2016年13,046ルピア、35.0バーツ、22,306ドン、48.4ペソ、4.19リングット、6.77元、1,290チャットで計算。

2017年13,000ルピア、35.0バーツ、22,300ドン、48.0ペソ、4.05リングット、6.65元、1,290チャットで計算。

※上昇率は年率換算して算出。バンコクは、日額(310バーツ)の30倍で月額に換算。

※米ドル建ての上昇率は、地場通貨建賃金をドル換算し、1ドル以下の単位まで換算した数字で算出。

※ベトナムの試行期間終了後(雇用契約後)の最低賃金は上記の7%増し。

※ベトナムの、エリア1はハノイ・ホーチミン・ハイフオンの都市部、エリア2はハノイ・ホーチミン・ハイフオンの郊外と  
カントーの一部・ダナン、エリア3はバクニン、バクザン、ハイズオン、ビンフック省など、エリア4はその他のエリア。

※フィリピンは、月25日稼働と考え月額換算。

※フィリピンのIV-Aエリアはマニラの東部から南部のカラバルソン地方(Calabarzon)。

※上海の最低賃金は2014年4月1,820元、2015年4月2,020元、2016年4月2,190元、2017年4月2,300元に引き上げられている。

※深センの最低賃金は2013年3月1,600元、2014年2月1,808元、2015年3月2,030元、2017年6月2,130元に引き上げられている。

※ミャンマーの最低賃金は日額(3,600チャット)の30倍で月額に換算。



### 3.主要国の法定最低賃金動向についてのコメント

---

#### (1) インドネシア

ジャカルタ特別州の2017年の法定最低賃金は前年比8.25%増の335万5,750ルピアとなった。インドネシアでは、2014年、2015年は2桁の最低賃金上昇となっていたが、政府が賃金に関する政令を出し、最低賃金上昇率を経済成長率に消費者物価上昇率を足した数字とすることを規定している。これに基づく計算で経済成長率（5.18%）に消費者物価上昇率（3.07%）を足すと法定最低賃金上昇率は8.25%となり、ジャカルタ特別州の上昇率と一致している。

また、ブカシ県とスラバヤ市はそれぞれ8.25%増の353万438ルピア、329万6,213ルピアとなった。スマラン市は11.3%増の212万5,000ルピア、バタム市は8.25%増の324万1,126ルピアとなっている。

#### (2) タイ

2016年10月、タイ政府は、現在の全国一律300バーツ／日の最低賃金を改定し、エリア別に5～10バーツの引き上げを決定した。バンコクは310バーツ／日となる。2017年1月から実施見込み。

#### (3) ベトナム

2016年8月、国家賃金評議会は、2017年1月1日からの法定最低賃金を平均で7.3%増とすることを発表した。エリア1が375万ドン、エリア2が332万ドン、エリア3が290万ドン、エリア4が258万ドンで、引き上げ幅は7.1～7.5%。

#### (4) マレーシア

2015年10月、マレーシアの法定最低賃金の改定が発表され、2016年7月からマレー半島で現在の月額900リンギから1,000リンギ（約239米ドル）へ、東マレーシアで800リンギから920リンギ（約220米ドル）へ引き上げられた。マレーシアの最低賃金制度は2013年に導入され、今回は初めての改定。

#### (5) フィリピン

2016年5月、国家賃金生産性委員会は、マニラ首都圏の最低賃金（非農業部門）を491ペソ／日とすることを決定した。

#### (6) カンボジア

2016年9月、カンボジア労働職業訓練省は、2017年の縫製業労働者の法定最低賃金を月額153米ドルに決定したと発表した。カンボジアの2016年の最低賃金は140米ドルだった。カンボジアの最低賃金は、2013年の80米ドルから2014年には100米ドル、2015年128米ドルと急激に引き上げられており、一部縫製関連企業の生産体制見直しが報じられている。

#### (7) ミャンマー

ミャンマー政府は、全国一律日額3,600チャット（約3米ドル）の法定最低賃金を2015年9月1日に導入した。従業員15人以下の小規模企業を除き、全国一律で全業種に適用される。

(8) 中国

上海市は法定最低賃金を2,190元（2016年4月改定）から2,300元へ（2017年4月1日より実施）引上げた。深圳市は2,030元（2015年3月改定）から2,130元へ（2017年6月1日より実施）へ引上げる。

一方、広東省は2017年2月、企業の経営コスト負担軽減策の一環として、同省（除く深圳市）の最低賃金の改定頻度を「2年に少なくとも1回」から「3年に少なくとも1回」に改め、2015年から2017年までの3年間は現行水準（2015年5月改定）に据え置くことを発表した。

レポート作成： 国際業務部 情報室

北村 広明

hiroaki\_2\_kitamura@mufg.jp

本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。

本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。

本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。

本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。

本資料の内容は予告なく変更される場合があります。